

－ 用語解説 －

ア行

○あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

1965（昭和40）年12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。

日本は、1995（平成7）年12月に批准している。

○エイズ

後天性免疫不全症候群(Acquired immunodeficiency Syndrome)のこと。

HIVに感染し（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症する様々な病気（症候群）の総称。

○HIV

ヒト免疫不全ウイルス(Human immunodeficiency Virus)のこと。

HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染などの血液感染によって感染する。

HIVは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

○SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

Social Networking Service の略。インターネット上で交流の場を提供するサービス。

SNS上に投稿された日記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ることができる。

○えせ同和行為

えせ同和行為とは、「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乘じ、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為。

カ行

○学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針

学校における在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の人権に関する教育指導等において、「基本的人権の尊重に徹した教育の推進」、「多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進」及び「教職員研修の充実と全教育活動を通じた指導の推進」を中心とする取組みを行うことを示した指針で、1998（平成10）年に福岡県が策定したもの。

○北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明しその抑止を図ることを目的として、2006（平成18）年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国および地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としている。

○国際人権規約

1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（自由権規約）、2. 市民的及び政治的権利に関する国際規約（社会権規約）、3. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。日本は、1及び2の2つの規約について、1979（昭和54）年6月に批准している。

○子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）

子どもの将来が、その生まれ育つ環境によって左右されることがないように子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。

1999（平成11）年4月に改正され、募集や採用、配置から定年や退職、解雇に至るまでの雇用管理すべての段階における女性に対する差別が禁止されている。

サ行

○私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）

2014（平成26）年11月19日に参議院本会議で可決・成立。嫌がらせ目的で元交際相手や思いを寄せた相手などの性的な写真や動画をインターネットで公開する「リベンジポルノ」を罰する法律。「私事性的画像記録」「私事性的画像記録物」を提供する等の行為に対して懲役または罰金が課される。

○次世代育成支援行動計画

急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであり、国は少子化の流れを変えるための総合的な取り組みを推進する「次世代育成支援対策推進法」を2003（平成15）年7月に制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定し、計画的、かつ、総合的な少子化対策の推進を図ってきました。その後、2007（平成19）年12月に「子どもと家族を応援する日本」としての重点戦略が取りまとめられ「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が、国における次世代育成支援の新たな方向性として取り組むこととされた。

○持続可能な開発目標（SDGs）

2015（平成 27）年 9 月に国連で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。そこに含まれる SDGs（持続可能な開発目標）の 17 目標・169 ターゲットの達成に向けて、世界でも国内でもさまざまな取り組みが進められています。SDGs の内容はどれも「人が生きること」と関連しており、人権尊重の考え方がベースにあります。SDGs が含まれる「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の冒頭にある「誰一人取り残さない」はそれを象徴しています。「2030 アジェンダ」には世界人権宣言など人権への言及も多く含まれている。

○児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989（平成元）年 11 月に国連総会で採択された条約。前文及び 54 条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。

日本は、1994（平成 6）年 4 月に批准している。

○障害者基本法

障がいのある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

2012（平成 24）年 10 月施行。障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がいのある人を養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。

○障害者週間

障害者週間は、2004（平成 16）年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の障害者の日（12 月 9 日）に代わるものとして設定された。

期間は、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間で、この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取り組みを展開している。

○障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

2006（平成 18）年 12 月に国連総会で採択された条約。

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。

日本は、2014（平成 26）年 1 月に批准している。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成 25）年 6 月に制定され、2016（平成 28）年 4 月 1 日から施行された。

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

1979（昭和 54）年 12 月に国連総会で採択された条約。

女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。

日本は、1985（昭和 60）年 6 月に批准している。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、2015（平成 27）年 8 月に制定された。

○人権週間

1948（昭和 23）年、第 3 回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の 12 月 10 日を「人権デー」と定めた。

日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12 月 4 日～10 日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

○人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）

1997（平成 9）年に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5 年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999（平成 11）年 7 月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001（平成 13）年 5 月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

○人権擁護推進審議会

法務大臣、文部科学大臣、総務大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項を、法務大臣の諮問に応じ、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実にに関する基本的事項を調査審議する。

○生活困窮者自立支援法

2015（平成 27）年 4 月施行。

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体を実施主体とし、生活困窮者から就労その他の自立に関する相談を受け、一人一人の状況に応じた支援計画を作成して包括的・継続的支援を行う「自立相談支援事業」や、離職により住宅を失った生活困窮者に対して家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する事業等を実施する。

○性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備などに関する法律（青少年ネット規制法）

犯罪行為の請け負い・仲介、自殺の誘引、性行為の描写、殺人・処刑・虐待場面の描写などのインターネット上の有害な情報から、18歳未満の青少年を守るための法律。2008（平成20）年6月成立。2009（平成21）年4月1日に施行された。

事業者にはフィルタリングサービス提供やフィルタリングソフト搭載、またはそれに準ずる措置が義務づけられた。

○性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいいます。

具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

○性的少数者

性的少数者とは、セクシュアル・マイノリティと同義であり、性的指向や性自認等に関してのありようが性的多数派とは異なるとされる人々のことを言います。

○性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2004（平成16）年7月施行。この法律により、性同一性障害がある方で、法律に規定された要件（1. 20歳以上であること。2. 現に婚姻をしていないこと。3. 現に未成年の子がいないこと。4. 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。5. その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。）を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することが可能となっている。

○成年後見制度

認知症の人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人などを保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人などから援助を受ける制度。

○世界保健機構（WHO）

人間の健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関（国際連合機関）です。1948（昭和23）年設立。本部はスイス・ジュネーブ。設立日である4月7日は、世界保健デーとされています。世界保健機関憲章第1条「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的としており、情報の収集公開や国際基準の設定、感染症対策などで多国間協力を推進していく世界的な組織となっている。

○セクシュアル・ハラスメント

職場などで、相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言動のこと。

○男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

○男女共同参画社会基本法

男女平等を推進するべく、1999（平成 11）年に施行された法律。男女が互いにその人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られた。

○地域改善対策協議会意見具申（地対協意見具申）

地域改善対策協議会から、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の地域改善対策について、1996（平成 8）年に内閣総理大臣・関係各大臣あて提出された意見具申。正式名称は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的在り方について」。

特別対策により生活改善を始めとする物的な面での格差は大きく改善されたが、差別意識は結婚問題を中心に根強く残っており、人権侵害が生じている状況もみられるので、今後は差別の解消に向けた教育・啓発の推進を中心とした取組みが重要であると提言している。

○地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（令和 7）年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

この体制の実現のためには、自助（介護予防への取り組みや健康寿命を伸ばすなどの自分自身のケア）、互助（家族や親戚、地域での暮らしを支え合い）、共助（介護保険・医療保険サービスなどの利用）、公助（生活困窮者への対策として生活保護支給などを行う行政サービス）という考えに基づき、地域住民・介護事業者・医療機関・町内会・自治体・ボランティアなどが一体となって地域全体で取り組むことが求められています。

○同和对策事業特別措置法（特別措置法）

同和問題解決のために 1969（昭和 44）年に公布・施行された、初めて国および地方公共団体の責務を定めた法律です。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的に制定されました。なお、この法律は、当初 10 年間の時限立法であったが 3 年間延長されました。その後、「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定され、2002（平成 14）年 3 月まで同和对策事業が実施されました。

○同和对策審議会答申（同対審答申）

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和对策審議会が、1965（昭和 40）年 8 月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

○同和問題啓発強調月間

福岡県では、同和問題の早期解決をめざして、1981（昭和56）年から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、差別をなくすための様々な取り組みを行っている。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為や心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（※DV被害者は、必ずしも女性だけではなく、男性も被害者になりえます）

ナ行

○認知症

様々な原因で脳の神経細胞が破壊されて減少し、日常生活が正常に送れない状態になることをいう。認知症には様々な種類があり、脳にあるアミロイドβやタウと呼ばれる特殊なたんぱく質が蓄積されることで起こる「アルツハイマー型認知症（通称アルツハイマー）」は中でも最も患者数が多い。その他、脳梗塞や脳出血、くも膜下出血をきっかけに発症する「脳血管性認知症」、神経細胞にできる特殊なたんぱく質のレビー小体が脳の脳皮質や脳幹にたくさん集まったことで発症する「レビー小体型認知症」などがある。

○ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の重要な理念。障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

ハ行

○バリアフリー

「バリア」とは、障壁（しょうへき）や壁という意味で、「バリアフリー」とはバリアがないこと、あるいは取り除くこと。一般に「物理的なバリア」「制度的なバリア」「文化情報面のバリア」「意識上のバリア」の4つのバリアがあるといわれている。

○パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為。暴行や脅迫、仲間外しなどの行為のほか、能力を超えたり、程度の低い業務の強制、私的なことへの過度な立ち入りなど、具体的に六つに類型化した。「上司から部下」だけでなく、「同僚間」や「部下から上司」にも起こりうるとした。

○犯罪被害者等給付金支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

犯罪行為により、不慮の死を遂げた人の遺族や障がいを負った人などに対し、再び平穏な生活が送れるよう、犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害を受けた者の権利利益の保護を図ることを目的としている。

○犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等（犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族）のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としている。

○ハンセン病

1873（明治6）年にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。かつては、「らい病」と呼ばれていたが、現在は名称につきまとう差別的イメージを払拭するために、「らい菌」を発見した医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。

○部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

2016（平成28）年に施行された法律。現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものとの認識のもと、これを解消することが重要な課題であるとし、国民一人一人の理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的としている。相談体制の充実や教育・啓発に関し、国の責務や地方公共団体の努力義務を定め、国が行う部落差別の実態調査について規定している。また、国会において、「教育・啓発により新たな差別を生むことがないよう留意すること」等の附帯決議が付されている。

○フレイル

加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指していします。脳患者などの疾病や転倒などの事故により、健常な状態から突然要介護状態に移行することもあります。高齢者の多くの場合、フレイルの時期を経て、徐々に要介護状態に陥ると考えられています。フレイルは、身体的問題のみならず、認知機能障害やうつなどの精神・心理的問題、独居や経済的困窮などの社会問題が含まれる、多面的な概念。

○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス特措法）

2002（平成14）年8月施行。ホームレスを定義するとともに、ホームレスの自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関して、国と地方公共団体の責務等を規定。なお、2012（平成24）年6月、10年間の時限法であった法の期限がさらに5年間延長されている。

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

2016（平成28）年に施行された法律。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることを鑑み、その解消に向けた取組みについて、基本理念を定め、国の責務を明らかにすると共に、基本施策として、相談体制の整備、教育の充実及び啓発活動の推進について定めている。

ヤ行

○ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。

この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏によって明確にされ、次の7つの原則が提唱されている。1. 誰にでも使用でき入手可能（公平性）、2. 柔軟に使用できる（自由度）、3. 使い方が容易にわかる（単純性）、4. 使い手に必要な情報が容易にわかる（わかりやすさ）、5. 間違えても重大な結果にならない（安全性）、6. 少ない労力で効率的に、楽に使える（省体力）、7. アプローチし、使用するのに適切な広さがある（スペースの確保）。

ラ行

○らい予防法

「癩予防法」は、1931（昭和6）年に施行される。この法律により、ハンセン病患者は国立療養所に強制的に入所させられ、外出を制限されるなど厳しい生活を強いられた。その後、1953（昭和28）年に「らい予防法」に改正されたが、1996（平成8）年に廃止される。

○隣保館

福祉の向上や人権啓発活動をととして、住民が交流を行う拠点施設（コミュニティセンター）です。文化教養教室等を開催し、身近なところから人権・同和問題への理解を深める取り組みや、人権問題をはじめ、子育て、教育、福祉、就労などの生活上の相談窓口としての事業も行っている。